

避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）から避難し、原発事故に起因する精神的損害の賠償を求める訴訟の確定判決を有する申立人について、成人である娘との別離を余儀なくされたことを考慮して、日常生活阻害慰謝料（増額分）の賠償が認められるなどした事例。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）について、申立人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解契約の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

- 1 日常生活阻害慰謝料（第五次追補指針I）⑧（家族別離）による増額分
430,000円
（自平成23年4月7日 至平成26年10月16日）

- 2 財物損害（墓石修繕費用） 70,500円

第2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、前項の損害項目に対する和解金として金500,500円の支払義務のあることを認める。

第3 支払方法

（省略）

第4 清算条項

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。

イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、

本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。
令和5年9月26日

(仲介委員 上妻 英一郎)